

一般事業主行動計画

株式会社香西物産

急速に進む少子化を受け、2005年4月1日から「次世代育成支援対策推進法」が全面施行されました。この法律では、次世代の社会を担う子供たちが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行うため、2011年4月1日以降101人以上の企業に一般事業主行動計画の策定・届出が義務付けられます。

社員が仕事と出産・子育て・家族介護を両立させる事ができ、社員全員が働きやすい職場環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

2018年4月1日から2023年3月31日まで

2、内 容

【目 標 1】 出産・子育て・家族介護にともなう退職者の抑制ができる働きやすい職場環境をつくる

(対 策)

- ①2018年4月 出産・子育て・家族介護等のための制度活用に伴うハラスメント防止のため、ハラスメント防止に関するガイドの最新版の作成。
- ②2018年4月～ コンプライアンス問題に関する相談方法及び相談窓口等のコンプライアンス体制図を最新版に更新する。
- ③2018年4月～ ハラスメント防止に関するガイドを全事業所にて掲示し、全従業員に周知する。

【目 標 2】 社員が仕事と出産・子育て・家族介護を両立させる事ができる働きやすい職場環境をつくる

(対 策)

- ①2018年4月 就業規則、育児休業等、介護休業等に関する規程等の社内規定の整備。就業規則内の産前産後休暇、母子健康管理等に関する規定、育児休業等に関する規程、介護休業等に関する規程等の周知。
- ②2018年4月～ 仕事と「出産・育児・家族介護」の両立ガイドブックの最新版を作成し、全従業員に配布。
- ③2018年4月～ 仕事と「出産・育児・家族介護」の両立ガイドブックを使って、出産、育児、家族介護の予定のある方に育児休業等、介護休業等に関する制度を知らせる。出産、育児、家族介護休業中の保険給付制度等についても、知らせる。